

ボーナスカット本人訴訟控訴！ 竹本さんと共に不当判決に抗して闘おう！

2月3日、竹本真一さん(大阪第二運輸所分会)が、大阪地方裁判所の判決を不服として控訴しました。

竹本さんは、大阪地方裁判所の証人尋問の場で、ボーナスカット理由とされる非違行為について、現認したという現場管理者(高田、坂下、早水、岡、新田)に対して、竹本さん自らが反対尋問を行い、現場管理者からの注意・指導などはなく、非違行為などの事実もない。すべて現場管理者からの一方的な報告であり、客観的な証拠は何一つないことを追及してきました。

しかし、大阪地方裁判所は、竹本さんの主張を一切認めず、「管理者が記録した内容は、記憶が鮮明なうちに入力されている」「具体的かつ迫真性に富んでいると評価すべき内容になっている」「一言一句異ならないようにまでとは言えないとしても、おおむね正確に記録されていると推認できる」として、管理者らの証言は信用することができるとボーナスカットを容認する不当判決を下したのです。

竹本さんは、この不当判決に抗して、次なる大阪高等裁判所での闘いを決意されました。

私たち新幹線関西地本は、竹本さんをはじめ、共に闘ってきた仲間たちの怒りと悔しさを我がものとして、組織一丸となって不当なボーナスカットを許さず、ボーナスカット本人訴訟控訴の勝利と組織のさらなる強化を目指して共に闘おう。

